

訪問介護の基本報酬引き下げに断固抗議するとともに、引き下げ撤回と、訪問介護をふくむ全サービスの報酬底上げのための予算措置を求める

2024年1月29日

全日本民主医療機関連合会 会長 増田 剛

1月22日、2024年度介護報酬改定に向けて個別サービスごとの単位数をふくめた改定内容が公表された。この中で、訪問介護の基本報酬について身体介護、生活援助、通院乗降介助のすべてにわたって2%強の引き下げがはかられたことに対し、断固抗議する。

昨年11月に公表された「令和5年度介護事業経営実態調査」結果において訪問介護の収支率が7.8%と高かったことが理由とされているが、事業規模・形態によって収支差率には相当なばらつきがあり、7.8%はあくまでも平均値にすぎない。ヘルパーを確保できず、人件費の低下によって見かけ上「黒字」となっている実態もある。さらに調査の対象事業所として抽出されても、事務職員など配置できない小規模事業所では回答すること自体が困難であり、こうした事業所の経営実態が反映されていない可能性がある。なお仮に収支差がプラスであっても、それは経費の切り詰めなど日常の厳しい事業運営の結果であり、決してゆとりのある経営状態ではない。本調査の結果をもって基本報酬引き下げの判断材料とすることは妥当ではない。

また、新たな処遇改善加算の加算率が全サービス事業の中で最も高くなっていると説明されているが、従来の加算から2.1%の積み増しにとどまっており、仮に最上位の加算を算定しても収益全体がマイナスとなる試算もすでに示されている。事業所は人件費だけで運営しているわけではない。利用者に必要な訪問介護サービスを確実に届けられるよう安定的な事業運営を実現するためには基本報酬の底上げが不可欠である。

ヘルパーの不足、高齢化は年々深刻化している。2022年のヘルパーの有効求人倍率は15倍を超える、70代、80代のヘルパーが自分よりも年下の利用者をケアするケースも報告されている。2023年の訪問介護事業所の倒産件数は過去最多となり、小規模事業所が多数を占め、人員不足が主な原因とされている。このままでは個々の事業所の存続はおろか、訪問介護事業そのものが崩壊してしまうことになりかねない。

訪問介護は、利用者の自宅で1人1人の生活を総合的、継続的に支える介護保険の基本的サービスである。訪問介護がなくなれば、深刻な「介護難民」「介護離職」が確実に広がる。また医療との連携が重視されているが、日々の生活の確立なくして訪問診療、訪問看護などの医療系サービスも成り立たない。今回の改定では目的の第一に「地域包括ケアシステムの深化・推進」が掲げられているが、訪問介護事業に重大な困難をもたらす基本報酬の削減は、住み慣れた地域で安心して住み続けることをめざす地域包括ケア構想とも明らかに逆行するものである。訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、引き上げを図ることを強く求める。

合わせて、今改定は全体で1.59%のプラス改定となったが、コロナ感染症や物価高騰等による事業所の困難を開拓し、全産業平均給与と月額約7万円の開きがある状態を改善していく上では不十分な水準である。今通常国会において2024年度政府予算案を大幅に見直し、改定率の積み増し、さらなる処遇改善を可能とするための新たな予算措置を求めるものである。

以上